

平成30年度県立高等学校入学者選抜の実施状況に係る調査結果について

平成30年8月29日

教育振興部学習指導課

1. はじめに

高等学校の入学者選抜については、法令に基づき校長が行うとされており、各学校において、学力検査の結果、調査書の内容、その他の検査の結果などを用いて総合的に判定している。

本県においては、現在、二回の受検機会を設けており、このうち、前期選抜については後期選抜と異なり、県下統一の評価方法を用いるのではなく、各学校が、期待する生徒像に従い定めた選抜・評価方法をあらかじめ公表し、その内容に基づいて選抜を行っている。

このように、とりわけ前期選抜については各学校がしっかりと説明責任を果たさなければならないものであり、昨年度は県立幕張総合高等学校の事案を踏まえ、各学校に対し、各種会議等を通じて選抜の更なる透明化を図るよう強く指導するとともに、各選抜資料について得点化・数値化し、総得点に基づいて選抜することとするなど、公正・公平・透明性の確保された入学者選抜の実施に向けた改善を図った。

しかしながら、昨年度末に実施した前期選抜における自己表現検査に関して、不適切な運用が行われている学校がある旨の具体的な内部通報があったため、県教育委員会として調査を行った。

2. 調査方法

全県立高等学校を対象として、平成30年度入学者に係る前期選抜における第2日の検査の評価に関して、各学校において定めた選抜・評価方法等に則った適切な方法で行われたかどうか書面により確認を求めるとともに、併せて、職員会議資料等を基に、学校から事情を聴取することにより県教育委員会においても各学校に係る状況の確認を行った。

3. 調査結果の概要

調査の結果、昨年度、県立幕張総合高等学校において確認された内容に類似しており、学校は改善の必要性を認識していたが適切な措置が講じられず、説明責任を果たすに足る選抜の仕組みを組織として構築することができていなかった学校が確認された。

また、そのほかの学校においても、公表された方法と実際の運用にずれが生じていたものがあるなど、改善を要するものが確認された。

該当校から聴き取った内容を基にした個々の概要及び経緯等は次のとおりである。

【県立白井高等学校】

〔概要〕

- ・自己表現検査において、学校説明会等への参加や事前の人物確認などをA評価をつける条件とし、その条件を満たしている者以外にはA評価がつかない運用となっていた。
- ・自己表現検査の結果について、評価項目ごとの評価を用いて得点化する旨、公表していたが、実際は評価項目毎の評価を行っていなかった。

〔経緯等〕

同校の前期選抜では、期待する生徒像として「基本的生活習慣が身につけており、次のア又はイの条件を備えていること。ア 学習成績が優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組む生徒 イ 学業に励み、部活動、生徒会活動等で積極的に活動し、入学後も継続してその活動に取り組む生徒」を掲げ、第2日に自己表現検査を実施した（200点満点）。

同校では、自己表現検査において、最高評価である「A評価」をつける人数の上限を募集定員全体の25%（60名/240名中）程度とし、その範囲内に収まるよう、各部活動等の間で事前に人数調整を行うことを目的に、A評価をつける条件として、学校説明会に参加していることや各顧問等が人物確認しておくことなどを学校内のルールとして設け、事前に該当者の人数や氏名を報告させていた。その結果、それ以外の者にはA評価がつかない運用となっていた。

本件において、特定の受検生を恣意的に合格させることを意図したような評価は行われておらず、各評価担当者はそれぞれ与えられた枠組みの中で公正・公平な評価に努めてお

り、A 評価の条件を満たしている者でも、当日の検査の出来が良くなければ A 評価とはならなかった。

昨年度、県立幕張総合高等学校において、A 評価とする生徒の人数を調整するため、名簿を用いていた等の報告があり、県教育委員会としては、A 評価となる受検生が事前に決まっているのではないかとといった疑念を抱かれるような運用は行わないよう、これまで各学校を強く指導してきた。こうした状況の中、同校においては、同校のこのような運用に関して改善の必要があることを認識していたが、課題解決に向けた適切な措置が講じられなかった。

以上のほか、公表した選抜・評価方法に従えば、「熱意・意欲」等の5つの評価項目毎にそれぞれ評価を行うべきところ、実際には各評価項目を念頭に置きつつ、総合的な視点で評価を行うこととしており、評価項目毎の評価を行っていなかった。

これらの点を踏まえれば、本件は、個々の評価の問題というよりも、説明責任を果たすに足る選抜の仕組みを組織として構築することができなかったということが問題であったと考えられる。

このような事案が発生してしまった点については、一義的には、同校において選抜に係る運用を定める段階において適切な措置が講じられなかったことが原因であるが、県教育委員会としても、改善に向けた指導の徹底に努めてきたにもかかわらず、結果として、県教育委員会からの指導に反して、不適切な運用が行われていたことについては、誠に遺憾であり、大変重く受け止めている。

【その他】…計12校

〔概要〕

公表された内容に従えば、「学力検査の成績」、「調査書の得点」、「第2日の検査」の全てを合計した「総得点」を算出して順位をつけた上で、各選抜資料の評価等について慎重に審議しながら、入学許可候補者として内定するかどうか検討していくということが期待されるどころ、実際には、

- ① 「総得点」を算出する前の自己表現検査の評価を得点化する段階で、学力検査の成

績や調査書の内容等を考慮することとしていたことにより、選抜方法に関して、公表した内容と実際の運用にずれが生じていた。(3校)

また、公表した選抜・評価方法に従えば、評価項目毎にそれぞれ評価を行い、項目毎に検査担当者の評価を組み合わせる点数化することが期待されるどころ、実際には、

- ② 各評価項目を念頭に置きつつ、総合的な視点で評価を行うこととしており、評価項目毎の評価を出していなかった(4校)、
- ③ 評価項目毎の評価は適切に行っていたものの、項目毎の評価に基づき総合的な視点での評価を出し、その上で点数化することとしていた(4校)、
- ④ 2名の評価者の評価結果が、最高評価又は最低評価で揃った場合以外は全て「標準」の評価としていた(1校)、

ことにより、公表された方法と実際の方法にずれが生じていた学校が確認された。

[経緯等]

上記①の3校について、該当校では、自己表現検査の結果を得点化する際、最高得点を与える場合に、学力検査の成績に「0点」がないことや調査書の評定に「1」がないことを条件とする等、「総得点」を算出する前の段階で他の選抜資料の内容を考慮することとしていたことにより、選抜に係る手順に関して、公表した内容と運用のずれが生じていた。なお、このうち2校については、実際に該当する生徒がおらず、残り1校については該当する生徒はいたものの、当該運用が合否に影響することはなかった。

上記②及び③の計8校について、該当校では、県教育委員会が、平成30年度入学者選抜に係る改善の一つとして新たに示した選抜・評価方法の記載例を参考に、評価基準の一層の透明化を図る観点から、それぞれ選抜・評価方法を改め、公表したが、その内容についての認識が十分でなく、併せて内部のルールを改めることを行わなかったため、公表したものと実際の運用にずれが生じた。

上記④の1校について、該当校では、評価結果についての妥当性を担保する観点から、各評価項目に係る3段階の評価に関して、2名の評価者の評価結果が「最高評価」又は「最低評価」で揃わなかった場合には、「標準」の評価とすることとしていたが、実際の運用と公表内容との間に齟齬があるとの認識がなく、ずれが生じていた。

いずれの事案についても、各選抜資料の結果に基づいて、全受検生に対して統一的に同一の評価方法が適用されており、選抜方法そのものが著しく不適切であるとまでは言えないが、公表した内容と実際の運用にずれがあり、透明性確保の観点から問題が生じていた。

次年度選抜に向け確実な改善が図られるよう、県教育委員会として各校の改善状況を確認していく。

4. 調査結果の総括とそれを踏まえた県教育委員会の対応

県教育委員会としては、入学者選抜における公正・公平・透明性の確保について、これまで再三にわたり指導してきたところであり、このような事案が確認されたことは誠に遺憾である。

とりわけ、県立白井高等学校の事案については、昨年度の幕張総合高等学校の事案を踏まえた改善の必要性を学校が認識していたにもかかわらず、適切な措置が講じられなかったというものであり、県教育委員会として誠に遺憾であり、大変重く受け止めている。

今回の事案を踏まえ、より一層、各県立高等学校の入学者選抜に係る公正・公平・透明性の確保に万全を期して対応していく。

平成30年度 前期選抜の選抜・評価方法

学校番号 71

千葉県立白井高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

基本的な生活習慣が身につけており、次のア又はイの条件を備えていること。

ア 学習成績が優れ、入学後も学習活動に意欲的に取り組む生徒

イ 学業に励み、部活動、生徒会活動等で積極的に活動し、入学後も継続してその活動に取り組む生徒

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 自己表現	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 ア スピーチによる自己表現 日本語による自己アピール(3分)及び発表内容に関する質疑応答 実施形態：個人で発表 検査時間：4分 イ 実技による自己表現 次の部活動実技のうち1つを選択 陸上(男女)・野球(男)・サッカー(男)・テニス(男女)・ソフトテニス(男女)・バスケットボール(男女)・バレーボール(男女)・バドミントン(男女)・卓球(男女)・柔道(男女)・剣道(男女)・弓道(男女)・吹奏楽(男女)・合唱(男女) 実施形態：個人で発表(ただし、団体種目は、複数人数で実施) 検査時間：一人3分程度

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査 [500点満点]

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科(各教科100点満点)の合計500点満点で評価する。 5教科の得点の合計が100点未満の場合、審議の対象とする。
イ 個々の教科の得点	0点の教科がある場合、審議の対象とする。

(2) 調査書

アの数値に、イ～カについて加点（上限100点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	算式1で求めた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3ヶ年皆勤、3年間の欠席日数の合計が6日以内の場合について加点する。 各学年において欠席が20日以上ある場合、または3年間の欠席の合計が50日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○の数について加点する。 ○の数が1つ以下の場合、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録 オ 部活動の記録 カ 特記事項	次の①～⑦の項目に関して加点する。 ① 生徒会本部役員 ② クラス正副ルーム長 ③ 委員会正副委員長 ④ 3年間部活動に所属 ⑤ 部活動の部長 ⑥ 大会・コンクール等の成績 関東大会出場、 県大会団体4位・個人8位以上、 県大会出場、郡市大会ベスト4以上、 その他、顕著な活躍 ⑦ 技能検定3級以上
キ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 自己表現 [200点満点]

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、5つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（特に優れている）・b（優れている）・c（標準的である）・d（問題がある）の4段階で評価し、2名の評価者の評価の組合せ（a a～d d）ごとに得点化する。d dの評価の組合せが1つでもある場合は、審議の対象とする。

ア スピーチによる自己表現（日本語による自己アピール）

評価項目	評価基準
(ア) 熱意・意欲	入学後の学校生活に熱意を持ち、意欲的に取り組む姿勢が見られる。
(イ) 態度・言葉遣い	態度、言葉遣いが適切である。
(ウ) 身だしなみ	身だしなみが整っている。
(エ) スピーチの内容	中学生時代に経験したことや今後の抱負を具体的にスピーチできている。 自己アピールしたいテーマが明確で、自分の言葉で話せている。
(オ) 質問への返答	質問に対し、ふさわしい返答ができている。

イ. 実技による自己表現（文化系・運動系）

評価項目	評価基準
(ア) 熱意・意欲	入学後の学校生活に熱意を持ち，意欲的に取り組む姿勢が見られる。
(イ) 態度・言葉遣い	態度，言葉遣いが適切である。
(ウ) 身だしなみ	身だしなみが整っている。
(エ) 部活動の技能	基礎的な技術を身に付けている。 専門的な技能，表現力を身に付けている。
(オ) 将来性	高校入学後の活躍が期待できる。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の成績」，「調査書の得点」，「第2日の検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ，各選抜資料の評価等について慎重に審議しながら，予定人員までを入学許可候補者として内定する。

<総得点の満点の内訳>

学力検査 の成績	調査書の得点		第2日の検査の得点	総得点
	評定（算式1）	加点	自己表現	
500点	$(135 + \alpha - m)$ 点	100点	200点	$(935 + \alpha - m)$ 点

（算式1） α ：県が定める評定合計の標準値95

m ：当該志願者の在籍する中学校の第3学年（義務教育学校にあつては，後期課程の第3学年）の評定の全学年の合計値の平均値

(2) その他

ア「自己申告書」が提出された場合には，選抜資料に加える。ただし，提出されたことにより，不利益な取扱いほしない。
イ 入学許可候補者に内定した者のうち，隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による内定者数が，細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については，第2日の検査終了後，別途個人面談を行う。